

5. Q&A

【報告の必要性】

問1 報告した情報はどのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 報告対象化学物質にばく露するおそれがないと考えられる場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象化学物質を年間 500kg 以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については短時間の作業や発散抑制等の措置を講じた作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いため、500kg 以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 対象化学物質の重合体（ポリマー）は報告が必要ですか。

(答) 報告は不要です。ただし、重合体(ポリマー)の製品中に対象化学物質の単量体(モノマー)が0.1%(対象物によっては1%)以上含まれる場合には、報告が必要です。

問4 対象化学物質が工場プラント内で密閉化された状態で化学反応が進む場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告が必要ですか。

(答) 不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業の場合は、報告が必要です。

問5 リフラクトリーセラミックファイバーが工場設備に使われている場合に、報告が必要ですか。

(答) リフラクトリーセラミックファイバーが工場設備に使用されていることのみにおいては報告の必要はありません。ただし、廃棄物処理などでリフラクトリーセラミックファイバーの粉じん等にばく露する作業がある場合には、報告が必要です。

問6 対象化学物質の輸送の場合は報告が必要ですか。

(答) 必要です。輸送の過程で、漏えいによってばく露の可能性があるため報告が必要です。

問7 対象化学物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における対象化学物質の製造又は取扱量が 500kg 以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 医療機関において、一酸化二窒素を麻酔用に使ったり、グルタルアルデヒドを医療器具の殺菌消毒に使用している場合にも報告が必要ですか。

(答) 医療機関における医療のための使用であっても、一酸化二窒素やグルタルアルデヒドなどの対象化学物質の年間の取扱量が 500 kg を超える場合には、報告が必要です。

問9 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。

(答) 成分として対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上の場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要ですが、農業経営者自らが農薬を使用する場合は、不要です。

問10 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただく場合には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省化学物質評価室(03-3502-6756)までお願いします。

【報告の様式や記載方法など】

問11 報告書様式の何が変更されたのですか。

(答) 報告項目と報告対象期間が見直されました。

報告項目は、2項目(「作業1回当たりの製造・取扱量」、「1日当たりの作業時間」)が追加され、4項目(「製剤等の製造量又は消費量」、「含有率」、「月当たりのばく露作業への従事時間」、「保護具の使用状況」)が削除されました。

報告対象期間は、年末の対象物質名を示した告示から、「その前年度の作業」報告(遡及報告)であった方式が、「その翌年の1年間の作業」報告方式に変わりました。すなわち、事業者の方があらかじめ対象物質であることを確認した上で、作業記録等を取り、これに基づいて報告します。これに伴い、「報告対象期間」の記載が「年度」から「年」になりました。

例) 21年末に告示した対象物質名について、**22年**1月1日から同年12月31日までの1年間に行われた作業を**23年**1月1日から同年3月31日までの間に報告します。

○ 次回(22年度版)報告スケジュール

21年度	22年度	23年度	
★ 対象物質 の公表 (国) (10~12月) 1月	ばく露作業報告 対象期間	報告期間 (事業者) 12月 1~3月	ばく露調査期間 (国)

問12 今回から新たな様式に変更していますが、前回までの様式は使用できますか。

(答) 今までの報告書様式は使用できません。お手数ですが、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

問13 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。

なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。